

いらっしやい 河北町へ

転入支援いたします！

河北町移住定住促進事業費補助金制度について

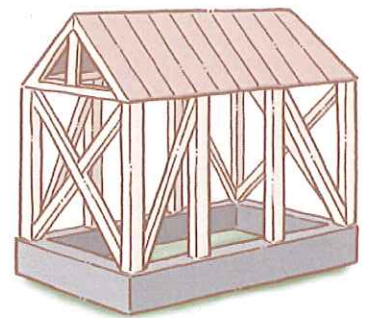
平成27年度から、町の人口増加及び定住化を図り、地域の活性化を促進するため「河北町移住定住促進事業費補助金制度」を創設しております。

ぜひ、この制度を利用していただき・J・Uターンを考えていただければと思います。

◆補助金が受けられる方

以下の要件のいずれにも該当する方

- ☐ 居住者のうち世帯主またはその配偶者
- ☐ 河北町に転入した方のうち、**転入する前1年間は河北町にいなかった方**で、今後河北町に定住する方。また、**転入以後3年を経過していない方**。
※前住所の居住年数が、住民票等で確認できない場合は該当しません。
- ☐ 新築及び購入住宅の売買契約を締結した方
- ☐ 登記事項証明書の名義が世帯主またはその配偶者
- ☐ **取得住宅の所有者が2名以上いる場合、その共有持分を2分の1以上有する方**
- ☐ その住宅の所在地で住民基本台帳に記載されている方。
- ☐ この補助金をこれまで受けていないこと。



※詳細についてはお問い合わせください。

◆補助金交付額

条件に適合すれば70万円を交付します。

ご夫婦で転入の場合、転入の届出時点でいずれかが40歳未満であれば30万円を加算します。

◆受付の期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

受付は先着順です。予算額に達した時点で終了となります。

申請はすべての書類が揃ってからお手続きください。

◆問い合わせ・申し込み先

ご希望の方は事前に河北町役場 暮らし応援課

Tel.0237-73-2111（内線234）にお問い合わせください。

◆補助金の申請に必要な書類

提出書類	説 明
☐ 交付申請書	町のホームページから取得できます。
☐ 契約書の写し	工事請負契約書または売買契約書。 契約者名、契約額、契約日、建築予定地及び契約印の記載があるページの写し。
☐ 登記全部事項証明書の写し	建物のもの（権利部まで記載のあるもの）。
☐ 建築確認検査証の写し	新築住宅の場合に限る。
☐ 住民票謄本	申請物件への異動後のもので世帯主の記載があるもの。 転入以後3年を経過していないことが確認できるもの。 ※夫婦（補助金加算対象）での転入の場合は、夫婦の続柄記載のもの。
☐ 住民票の除票	申請者本人のもの（世帯主の記載があるもの）。 転入した日から過去1年間以内に本町に居住歴がないことが確認できるもの。 ※夫婦（補助金加算対象）での転入の場合は、夫婦両名分（続柄記載のもの）。
☐ 住宅の写真	建物の全体が写ったカラーのもの。
☐ 位置図	住宅地図に印をつけたもの。
☐ その他	補助金の審査に必要となる書類。 ・戸籍の附表（住民票の除票で不足がある場合。）
☐ 補助金実績報告書	町のホームページから取得できます。
☐ 補助金請求書	町のホームページから取得できます。

◆手続きの流れ

